神名帳考證再考 上

和書門
類
五〇五〇七
號
一九八
函
一
架
三
冊

4
內閣文庫
和
五〇五〇七
號
一四二
函
一
架
三
冊

內閣文庫
番號 和 50507
冊數 3 (1)
函號 142 4

国立公文書館
National Archives of Japan

神名帳考證再考

上

国立公文書館
National Archives of Japan

神名帳考證再考上

度會正身神主口授

門人　船木忠告
松尾政屋　筆受
元岡延良

惣論

一　神名帳考證ハ延佐神主ノ所伝ノ代用ノ成
[illegible]
[illegible]
[illegible]

至て先年あつまの国伊勢の二百六十三座の社
地神名帳考証再
版書の事富田正[illegible]神名帳考証再
考くるやう実に創ふる紙くゝ紙ハゆゑく
けうの如く十ゝ一ゝとも見るかゆゑ延喜神名の
書ゝいくゝ先くゝ法ゝくゝ思ふかれて
一けう事の法の要を一ゝ結ぶの字刻るゆゑく
結ゝりのと多くハ假名なるゆゑの解ゝ無し　お村
お榎の字のゆゑ法度の国生の假ゝ名ゝ法く

ゝ先実榎の字ゆゑ法ゝ榎華角榎ゝ
未霊ゝ草木自然ゝて穀霊也ゝ
迎回ゝ霊ゝ法ゝ
一けう音の法の要を二ゝ和言アイウエオ五十音
の法の要ゝ知ゝ五十音ゝ通ゝ
ゝ法ゝ通ゝ大ゝ法ゝ二ゝの
通音ゝ冬ゝ煖の奪ゝ無ゝ国ゝ
ゝ法ゝ毎ゝ言ゝ視ゝ煖ゝ無ゝ何ゝ
浸ゝ法ゝ

二位の脚を半五位の脚を半に
位の脚を半一位の脚を半として
脚を半三位の脚を半と
云ふ説然れども通言の濫を延喜神
の考證あるまじき近世雅楽の俗説
位の加茂直圓のみ古言あるべきの
ものなり世人まぎれその家の脚半
をまぎらはし濫言の多きを一言にして皆
の家の脚半の多きを脚半と言ふべきなり

一考證の法のつまる太神宮延喜式帳神名帳
書等の数一百三十二座の内の数神の多き記さず式
の太神宮二座度會の四座とあるべき
ものなり朝熊神社敢北神社のみ記さず
何座といまだ一座も必ず考證のごとく
数神の合祭ある時は二百六十二座の定

はいまだ後堅書の中の伝用の脚半なるべし
は関渡一度び神名帳の古義なるべ
きなり

数ゆゑ合国くゝ淤[illegible]神名秘書
行患神を深く考ふるに内宮儀式帳かゝり
記しのゝ[illegible]やうに内宮儀式帳を外宮儀
式帳の正しくして北[illegible]
て伊勢神名考ゆゑを[illegible]中ゆゑ公成の大和物
七法くゝ[illegible]かゝるゝ世の人の[illegible]
[illegible]一法ゆゑ数神名記に没[illegible]
延喜の式文ゆゑ[illegible]の古歌[illegible]
伊勢計[illegible]何[illegible]

如此落遺[illegible]のゆゑ必古事類編の可[illegible]
てゝ[illegible]に基(モト)いして初めかゝる[illegible]
[illegible]ゆゑ[illegible]撰入[illegible]して全事也くゝ人の
耳目に塗[illegible]毋[illegible]行[illegible]旧文絶[illegible]
淡日本紀ゆゑ[illegible]国造記或ハ諸家の古系譜
の真の事に沢くゝ天孫本紀国造本紀偽託
くゝ古事記日本紀に会(ヱ)孫してたゝの金書[illegible]
[illegible]の類也[illegible]若[illegible]
[illegible]古く真[illegible]の[illegible]
[illegible]深き[illegible]古[illegible]考[illegible]

[illegible]故ある内宮儀式帳・旧事紀等を正し
[illegible]書中より引用せるものにて実
[illegible]

一 我神宮に於ける秘記を内宮御鎮座世系
源[illegible]文義[illegible]古[illegible]
て[illegible]故[illegible]尾[illegible]
[illegible]大京幸和[illegible]者説辞[illegible]
[illegible]
[illegible]氏[illegible]
[illegible]辞[illegible]

[illegible]化邦の人[illegible]内宮神
[illegible]五郎の秘記[illegible]度会氏
の迹[illegible]荒[illegible]田姓[illegible]
内宮[illegible]の古記[illegible]
[illegible]
宮[illegible]秘記[illegible]用[illegible]公義[illegible]
[illegible]十源
[illegible]
記の[illegible]授[illegible]神[illegible]古実[illegible]五[illegible]
[illegible]仲[illegible]古[illegible]記[illegible]人[illegible]

時の風俗を（浴）悟し仏法に交えて或は史
式文に援引して[illegible]弾偽を糾ひ又淡海
奥事に加へ度会延佳神の説[illegible]玄事は古
説なれども二宮の文流を編むもの[illegible]極て疎
人の手に成るや[illegible]文拙く剽竊の跡多く
つくいへども神宮の旨に援博洽にして[illegible]
[illegible]に舎（ステ）て何の書か知るや且世記の名
[illegible]と云太神宮太紀と云古事上下二巻にあり
[illegible]玄之巻に孫[illegible]殘編あり[illegible]

加[illegible]して仮人皇に編[illegible]係帳命世記や
[illegible]故に古事の孫[illegible]太神宮本紀下に記す
[illegible]に[illegible]刪[illegible]
[illegible]字遺いかへひ古代の書[illegible]
[illegible]
[illegible]の擬[illegible]
[illegible]
何[illegible]
[illegible]紀に[illegible]度[illegible]大神宮儀式帳

以大神宮經釣の事は知へしと思へかい彼の
天孫降臨の時に古民肥後の舟游氏の云伝
方の秘記とは非非此の中なりと見るは
真偽して編るの事の孔雀はいかんぞ
世記と外に以出類多くは真の古事の渉
編なる故に知るべきなり遠域なり
一元法号地名は或は神名
とて称し神徳にて名つくるなり
故に説とのの函号の為めに面倒すくれ
ども是は号は函
一は編日本紀巻第一第二神代巻と
いふは蓋し別あるべきなり
一諸国風土記に載せる神代の神名数多し
くいへども中古よりの風土記は偽書
因て先賢も出雲風土記のみ疑ひ
いまだ行ふ事なし了然集記是
抄及釈日本記あり別用しなる風土記の文と
その外日本紀とそれぞれ極て負伝なる故

知とり仲麻呂風土記殘編阿波鈴
麻和等の數紙仲原忠職の實中の如
ふまくけ考めいらさかハ周雳(クニフカミ)の周雄神
くまとて不ひて雳ハ一方の事ハ於加美(カミ)と雄
ゝ倭名抄ハ和名乎(ヲ)とし假字(カナ)古ゆ
うかまくく仮人の擬作ハ神の別れ
也古事ハ天ふ之國字(クニツカミ)法ハゆふ也ハ
ゑうしハ

忠告録云先世(ムカシ)ハ古儕ハにつゝ接ふ

け編ハ撰ハしむゝ事ハ後ハ門の人
くゝ也ハ天也ゆゝて我ハ古
ゝの秘事としハ刪(ケヅ)ゝ事ハ
一ゝ日文相殿の説ハ二ハ荒ふの荒説の説
云ゝ外宮高宮の説ハ外宮ハ自
讀神法ハふの説ハ佐ふ神法の
ゝと云ふ間の秘ハ別ハ所ふゝて
根ハ作ふゝ也ハゆゝ也ゝけ編ハ
天ふ人源くハ玉(タマ)ハ何(ソ)彼

附錄のまうや

明和元年十一月吉日

神名帳考證再考

伊勢國二百五十三座

大十八座　就中十四座預月次新嘗祭

小二百卅五座

度會郡五十八座　大十四座　小四十四座

大小の神社惣計二百五十三座くゝと一社ゆ二所ニ座の祀とゝ社ゆの数二百卅二座や大小くゝゆゝ殿舍の制造社域の廣狹ゆ有て云ふ事ゆて大社ハ幣

以案上書寫(行)奉て奉号小社ハ案下ハ奉号の号卑次第
号蓋号ハ神法の号卑めて神祭ハ以て之ハ
さかあ奉ハ之を祭頒自ハ相葬奉ハ以り敬
鍬ハ保すると以て名神と記号ハ皆神徳の
号卑ハ以り藤信景尾張國神名帳集(説)記ハ宝亀
明主初定諸社大中小以正三位以上為大社以従
四位以上為中社以従五位以下為小社ハ也
帳ハ中ハ以号ものく國史の神位ハ合られ
ハ

太神宮三座

大日孁貴相殿左手力雄命右拷幡千々姫命や
手力雄命ハ臣の神ハ左の上座ハ千々姫
命ハ太神の御子天忍穂耳尊の御配合ハ右
の下座ハ号ハ男躰ハ尊く女躰ハ卑ハ之
号ハ神武天皇の言ハと高皇産霊尊ハ上ハ
大日孁貴ハ下ハ之号ハ例ハやハ相殿の神
ハ五部ハ秘記内宮儀式帳神名秘書等の説ハ
て倭姫命世記崇神五十八年の條ハ相殿神天

豊石窓櫛石窓
命ハ二神の名ヲ
二神ヽセヽハ古語
拾遺の誤ヽ旧事
紀の偽書ヽヽヽ
あらヽヽ

児屋命太玉命御戸開神天手力男命拷幡姫
命御門神豊石窓櫛石窓命五部伴神相副奉
仕奉ヽヽ天児屋命太玉命ハ外宮御鎮坐の後外宮
ハ遷ヽすれヽ手力雄命拷幡姫ハ内宮ヽ相殿ヽ
ヽヽヽ手力雄ハ天岩戸ハ開ヽヽヽ強力の御名
拷幡千々姫ハ布帛ハ織ヽヽヽ女巧ハ称美す
ハの御名ヽり拷ハ。タグヽ訓ヽヽハ扣の略濁一音と暴れ
ヽ下ハ濁ハヽ文字ハ假ヽてヽヽヽヽヽの義ヽヽヽ唯布帛
の白ハハハハ泊ヽ万ヽヽ集拷の稔拷角ヽヽいひ又

ヽヽ拷ハ。タグヽ訓ヽヽ妙ヽ同義ヽヽ和妙荒妙布
帛ヽてヽのヽの白ヽヽヽ。タグヽヽヽヽヽヽヽヽ白ヽヽ義ヽ轉ヽ
又ヽ巧のヽヽヽヽヽヽヽヽ

訓て皇太神の皇后の御夏度會延經著せる男體考證ゆえ瀬織津姫ハ祓所の神ゆえ尊卑殊なる別神なり又共ゆ太神の荒魂ゆえ祀る神ゆ口傳〻〻

瀧原宮

けゆ帳別宮の内瀧原並宮伊雜宮風日祈宮ゆ

風日祈宮ハ此時いまだ宮号を授られず

太神宮式ハ荒祭宮伊佐奈岐宮内讃宮瀧原宮並宮伊雜宮以上六所ゆ

けゆ〻ゆ瀧原宮瀧原並宮伊雜宮三所の下〻皆

太神遥宮〻ゆ且ゆ又ゆ右諸別宮祈年月次神嘗祭供之就中瀧原並宮伊雜宮不預月次

けゆ二宮を遥宮ゆ帳ゆと不載月次ゆ不預條の行ゆ列ゆ國〻無ゆ所ゆ此帳ゆ載ゆ所ゆ決〻て太神宮式瀧原宮の下注の大神遥宮ゆ口ゆ字ゆハ衍文ゆ世記ゆ美地到給奴真奈胡神國名何問給支大河之瀧原之國止白支其處字太之大宇祢奈乎爲天荒草令苅掃天宮造令坐支此地波皇太神之欲給地ゆ波不有悟給支〻

文永六年下院宣神躰不坐ヲ尋聞セラルヽ類聚大補任神名秘書ニモ載メリ

と並宮に事あて太神の宮所とあるとしるし跡と遥宮とて宗とり所らで遥宮は後の天子の離宮とゝ
ゝ同く別の神体ましまさるなり自然の御
と幡の不載拾一等の下巻の中に世記のこれ同
ハ源原並宮なるかゝ知とり所なる雑宮
と世記の考へにの倭姫命真那鶴のくゝ
本ハ一基なて赤と千穂の峯とか稲のとて伊佐波登
美神の抜穂のぬしめ大幡主女乙姫の清酒令作御
饌奉支くるて遥の太神の宗ふるなり延経神主の伊佐波登美

考證ハ伊佐波神社宮に混り

佐奈岐尊月讀尊の並びとる御神なるべし
いへ〻に考へる所なり姑く五部秘記等のとく速
開津日子命く定し是と日本紀上巻の出て川流の
坐とゝ所の神や御名の白ハ樋の道の水の
の花瀑急流のまた玉神の祀多かさしまる
いとんや川流の穀田の出るとを洒極まるなるべ
又曰傳記荒祭の下の小書して瀬織津姫とゝ荒
魂のとゝ所に祭ハよの矢当の所人の河の祀

ふ神名ハ古ノ口づたへなれハ仮名ハ字ハ法
と荒魂の下へ記しあらハして実ハけ所存
なれ例ハ瀬織津姫ハ中臣祓ハ詞ハ速川ノ瀬ニ坐
くいふハけ地形ハ速川の瀬ハ也
ハ仮名ハ瀬織津姫ハ八十枉津日神ハ川の上
流の左右へ屈曲ふ名ハ也角津日ハ相近し左ハ
川源ハ中流のつらの

伊佐奈岐宮二座

伊弉諾尊一座 伊弉冊尊一座 伊佐清言の事神

都考ハ委しくハ

月讀宮二座

太神宮式ハ月夜見命一座荒魂命一座こけ荒魂
ハ月夜見命の荒魂こいふハ口傳 神名秘書ハ
河原田村ハ左ハ河原田村ハ今の中村の古名ハ
伊佐奈岐月讀この二ツのうち地延喜の前ハ今の布
世戸坂の下ハ誓寺の東ハ左ハ旧跡ハ法
水の辺ハ依て今の地ハ移しなふと文神名秘書
ハ云ハ

大神宮式ニ去太神宮北三里トイフ今ノ宮地右ノ里数俗云六丁里ニシテ式文ニ合ヘリ
此洪水延喜式ノ成ヒル前九六十年也

度會宮四座

國常立尊相殿三座左瓊々杵尊右天兒屋命太
玉命ありて天兒屋命太玉命この二神八世記皇仁五十
八年の條に倭姫命奉戴天照太神而行幸とある下
に相殿神天兒屋命太玉命云云五部伴神相副奉仕
矣とありてこれ内宮の相殿なるに雄略二十二年外
宮御鎮座の後内宮より移しまつるに外宮にも
しましや又瓊々杵尊を姫はぶ[illegible]まつるべいうなり
外宮は即天津神籬(ヒモロギ)めしその神籬に瓊々杵尊を

御附屬ありとて神なり外宮に陪(ソヒ)まつれる神なり
考に詳なれば妄に[illegible]

高宮

御鎮座傳記に伊吹戸主神なりとあり中臣祓詞
にのみ出るに祓所の神にて瀬織津姫命に對(ツイ)へ
内宮荒祭宮の例にならへば伊吹戸主の至てなる
ミ神にぶつぶと瀬織津姫と同等(トモ)なれを太
祖太神の荒魂(アラミタマ)なりとして太祖豊受大神穀食
に掌(ツカサ)どる御神德にて[illegible]傳なるべし

朝熊神社

別宮あり内宮摂社第一に倭姫命五鈴川の川辺に御饗(ミアヘ)なさる神なりとて祀る所櫻大刀(オホトシ)自一所あり太神宮儀式帳神名秘書等にも系譜なし神櫛玉命ハ伊勢津彦命の御別名其子大歳なりと大刀自成しと又其子櫻大刀自ハ地名サキムラの大刀自なりキムラ反ク櫻ハ咲簇(サキムラカル)花なりと変めて地名なり故世櫻ハ桜くなりなり櫻木の里と云或ハ櫻の宮と云

又ハ辺ハ尾濃村なりこの類語大刀自ハ老女の称子(ナ)なりしかるを子ハ夫(ナ)の尊(ノミコト)なり故ハ夫の略濁言心ハ変るしの略上世食物造り酒の醸なりなり女のつとめ

世なりなりの世酒造りのことを行酒刀自(サカトジ)なり櫻大刀自ハ変ハ四辺地を神なりて祭る神なりと大刀自と云ハ称号の謂や儀式帳神名秘書ハ云苔出神ハ櫻大刀自の神躰形石ハ座ゲ苔生ずいひ大山祇命子朝熊水神なり命社

所左の地なるよりなりとれより出ハ流れなり

ぬけられぬ事なり祀る五座なり其内
く式帳の惣数に合れども南法之一神之小朝熊沙汰
文めと或書に引て称神櫛玉命兒大歳兒櫻大刀自
形石座又苔虫神形石座大山罪命子朝熊水神
形石座と三座のかくれもなく即其書に長寛解状と
載て御樋代一条と云れて所祭一座なりと云る或
書と太神宮儀式帳の類なるに和説小朝
熊と云て小の字に木の義なりと橘に因て木花
開耶姫命なりと云も多く曲説に設なり又先傍
に鏡宮と云法の法に泥て旧況不分明蓋
鏡宮は倭姫命の溝させ給る所なる法の神財御鏡
二面御前の岩とあり所なり法の失せ給しを
かの沙汰又ありて云事無法の所なりとも対
して其の小朝熊と云ふ故に沙汰又云彼社之号
式条之中雖不注小字太神宮摂社内小朝熊
之外無朝熊社之号云爰知以彼朝熊小朝熊
社歟於本社之名号者已載式条と言本社の
名号も朝熊くの式条に載あれども知の執

くいみ沙汰のあゝ御前の御鏡を小朝無くいみ
ごとなし岩上の御鏡紛失後沒セラレ手樣
建てゝ見ばかゝ無の地名を中鈴川の後
の淺瀬なるゆゑ無くいみ去とまた山の新無の無くいみ
又字は假て義れ

蚊野神社

蚊野は假字ケノ。あて即ウケノなり（第四編は第一編用ゐ
をゆるらイの二音　稲所（ウケノ）ケノとかくなケの上ウ
を略ゆるゝ）
田地なれば神名秘書は大神御蔭川神

可なり千歳の昔くゝ云れくけを川をくゝや名を迄
沙不見沙織津姫ハ祝文不可解実ハ穀霊
を家ゆる為無くゝ元太神御經行の古地櫛田社矣
見社の類のゝ元新宮と為ゝ（ゝ）ゝ所ゝ社
地沒ゝ事世記ゆゝ所ゝ社
を不及伝けれを太神御徒行の地ゝ名
ゝ（ゝ）ゝ化高神の霊所ゝ
かゝ

鴨神社

神名秘書等石己呂和居命とハ不可信太神御
經行の時酒を釀せし地を神の授給ふとゝろ也この
地を那の郡とせて竈が谷とハ竈ヶ谷ヶ谷ヶ谷ヶ谷の訛なるべ
し云ふ法爾の地なりて手授給ふ古人と不仕
又拆て神名ハ云ふ靈なるかを明して竈と法モを
ミの田なりて田ハ第二ハ第五ハ用ふ夜盈國ハ黄泉ハ頽又ハ魚ハ靈
闇靈ハ高靈ハ高靈ハ
ふなり
狹田國生神社

故ハ延賢云ふ所ハ十里の河邊なり
今梅の生ハ海の假字ハ後人ハ田庚ハ古き河
字の音を和訓ハ例なれハ唯ハ
ハ狹田の田庚ハ今の田丸の城下なり上世民庚の
聚ハ西ハ國ハ世記ハ珍鹿の田礒ハ或ハ時
庚狹田の田ハ云へり太神御經行の地なり速川彦
參相ハ世記ハ
ハ國生ハ田庚ハ速川彦命ハ祀
ハ俗ハ社ハ速川彦の訛なるを信ず
皆地名ハ冠なり

田乃家神社

田の上須田此る低の地形なれ共しるし所
の地ふて社ハ城田郷矢野村より掘る地田を
仮字なして神田なしてカミノ切ギ湯田郷ハ接ち
湯田ハ假字なして齋田なりイムノ切ニ皆太神ハ御
饗なるし穀ハ出て田なるべられて年田の穀垂
をなるちなん又其辺ハ荒太田社の旧地ハなられを
新神田なるかへ

草名伎神社

薬師ちなり又カミノ切キ

日本武尊の故事ハ神事の例の曲言なるなれ蒼
生ハ薙伏なるの徒ハ云なる大若子命垂仁帝
の勅ハ云なる越の阿彦なる叛徒ハ征しなる
剣ハなるなるや

園相神社

けれと御經行の地なるとて春神の徒ハ祀る云
時園造の神参會なるる世記なるとて園造ハ
相の社なるて後人なるの参會なる地なる神ハ祭
充なるちる神名秘書ハ曾奈比々古命なるハ

ノ。アノ切。ナ。ヌ。神名帳多ク社撰多ク〻旧録
脱変ノ多ク社再考記ス〻

磯ノ神社

宮川ノ辺ニ磯村ヲ出ル説大己貴命ヲ祀ル〻〻
ハ〻〻〻ノ例ノ如ク御経行ノ地ノ〻留止ス
〻〻〻倭姫命ノ南ノ方ニ善宮處ヲ〻ノ
事跡東ノ方角ヲ〻〻〻

月讀神社

○宮ゝてハ月讀宮ニ山田宮仮四ツ殿ハ兼元四年宮号宣下外宮
殿ゝ号せり外宮
ハ仮式又二殿ハ
決ナ儀式帳の二區ゝ別宮ゝ号ゝ外宮儀式帳ハ正殿貳區玉垣壹
ゝ
ゝ
ゝ

五十鈴川の[illegible]

津長大水神社

綱長井神ハ禁中神祇官ノ祭ル所ニ在リ井戸神ノ綱モ[illegible]ノ水ハ云ヘ二法ノ[illegible]ノ郷畑村ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

大國玉比賣神社

儀式帳ニ載ル所ノ法ハ決シテ當社ニ名ヲ堅田ト[illegible]ヲ堅田ト[illegible]ノ[illegible]孝德紀ニ蘇我造媛ノ父二田造塩

[illegible]人ノ刑セラレシトキ塩ヲ[illegible]ノ[illegible]又キメシ云欽明紀稻目宿禰女日堅塩媛堅塩此云岐[illegible]志ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

以行事ハ世況國王以次ハ皆大己貴ノ子孫ハ
也ヤ日本紀ハ天一神ハ不限之ハ出ル所ノ
生地ノ所ノ尊ノ歳神ト云ヘ相未ハ天ノ

御食神社

食ハ饗ノ謂ナル神名秘書ハ饗ハ祀ル事
ヲ創セラルテ古本ハ淺ヒシハ世記ノ寒
御水ナルヲ以テ食ノ義ハ不合然ル外宮
儀式帳ハ水戸御食都神社ヲ以テ驚取前
ノ御饗セシ所ノ飯ノ水ニ所ナリシ云ヘ不正

一説上古ハ今ノ大湊ト神社村ノ地一圓ニシテ同邑ナリイツレノ頃カ洪波ノタメニ地理破レテ両邑ノ間入江トナレリト云

不分明ノ神法村ハ五ツ粉ヲ初ノ再興ノ時ノ
考ヘ神名秘書ハ大口村ハ氏ヲ大口村
云ル未詳世記ノ地況ハ大口村
（二行注ヲ二入。或云竹鼻村ノ古名ニ〆即神社村ハ接セリ）
或水戸神ヲ又水戸ハ云ヘナト創セ
戸ハ口ヲ神ヲ大ニ大湊ハ
無

大土御祖神社

逐土煮尊ノ神德ハ神以考ノ詳ニ

度會郡ノ古地祇ノ功績ハ柔ハナレハ泥土煮
尊以記ル御祖ヲ始ノ謂ヘ神名秘書ハ

水佐々良彦命水霊ニ云ハ所當ると云ふ日社
地ゐ所ゝ國津御祖神社ハ國造御祖ゐ
大土の功ゐて收今の佐紀の村邑ゐ創し地ゐ御
祖ゝ云ふ民度の聚ゐ所ゝ神名秘書ゐ
宇治比賣ゝ云ふ女神ゐ
宇遲都日女參會ゝ鹿海の
柄ゐゝ鹿海ゐ隙ゐ所ゐ
田上大水神社
田のゝ法滅の地ゐ大水ハ田水の大いる
ゐ所祭度會姓四門の上祖小戈命一座や
別ゐ前の社ゝ宮子ゐ祀ゐ式外ゐ宮子
ゝハ欽明帝の御宇小戈命女齋王代ゝ
子内親王ゝ称ゝ
ゐ地の形ゐ
前社二座ゝハ式文ゐ不合大間國生ゐ類ゐ
國津御祖神社
前の大土御祖の下ゐ記せり
坂手國生神社

サカタと訓ミて世記に丘高田深坂手國と云
ふ此等に加ふるに坂手田地のことハ今の法
地の西北田辺郷小岡と云ふ古の正府の地なり
坂手田を田所二名成し世記田上御田進其
所に坂手社定給ふ也御經紀の地田水の
靈或穀靈の系に付例同多し坂手の正府
も狭田大角の例や又世記に高水神参相ふ
りて狭田國生の速川彦命大間國生の大若
子命の如く人躰の神名と云ふ高水神と云形
を神代記に考へ將系命と神と是長の形り
相分して名物支の注なるなり
栗皇子神社
世記に其塩淡滿盛浦名伊氣浦止號支其処
に参相氏御饗仕奉子淡海子神止號氏社定
給支と云もしけ淵の地を神淡海子の吸沼か
てふ所に男子の称之皇子の文字付ふるとり神
名秘書世記の加毛か沼く道主貴と也ふ
此を法地名相相下村伊家浦なり

久々津比賣神社

久々津比賣神社の世記の後字なて地名之津ゝ
伊勢津彦神吾田津姫の類なて地名なる津
の字なる所ゝなの例之賣當作古世記ハ久々
津彦命参相氏ゝ行ゝ是ハ御經行の地なの
例ゝ

川原坐國生神社

旧説なる川原なる生ゝ今の西河原なる小河川
の川ゝ名なて古此処なる神庭ゝ所て

内宮儀式帳ハ度會山田原ニ造御厨氏ニ改神庭芸名氏号御厨

太神宮司神税の出納所成ゝ義て國府ゝ云
此地紙ゝ法水の農ゝ為て延暦十六年宇羽
西村小俣村の古名之ハ桜ゝ郡今の就宮ゝ無ゝ
ハ神社ゝ地なる生ゝ神名未詳倉稲魂命
所記ハ名ゝ芸社地月読宮ハ深ゝ元ハ伝
て月読神の御魂也ゝ地ゝ又云ハ社
彼神庭所ゝ河西河ハ桜ゝ所建多ゝ
粉長橋社再興の日の説ハ頭工日記應
永廿六年の炎上月讀宮の内小殿河原社忌

屋殿焼〻三百年前如此

大間國生神社

世記ゟ大間國〻ゟ今の大間廣之玉府の
跡ゟ度會姓上祖大若子命ゟ系ゟ乙（オト）
若子命ゟ配〻て二社同〻玉垣の内ゟ府多元
〻ゟ式文の一所ゟ合二社を式外之然ゟ
延暦儀式帳正殿二區（長各六尺廣各四尺高各三尺）玉垣壹重（注略）御
門壹間（同上）〻ゟて今の制の〻いゟゟ有ゟ
延喜の時式文第（ヲ）若子命ゟ及〻ゟ

江神社

けゟと御徑行の地ゟて神名ゟゟむ〻ゟ旧説佐
見津彦命ゟ記と〻ゟ〻ゟ可之ゟの例ゟ此ゟ
〻ゟ御ゟ村の名ゟ蒔絵の名〻ゟ俗蒔
絵明神〻称ゟ

神崎神社

世記ゟ荒崎姫命参相ゟ〻ゟ此ゟ神やけ
地ゟ〻ゟの潜潟〻ゟ荒海ゟ荒崎姫
の号ゟて投ゟけ賛（ウミ）海の神ゟ不拝

八神湖とも云ふ

杵羅神社

地名なり此地田丸の西方東西に云或ハ西大辻に云原口原と云て クチラと唱ふ

式帳に久麻良比神社

式内名神大社

田代の山に止雨祭ハ風神なり

摸村神社

考證に云摸村江馬と云ハムラノ切マなり法云

在の江馬山を大板谷奥定村なり代末の萩原

神社の

度會國御神社

社号ハ玉垣の義にて御を假字上に略す神

名秘に度會上祖天日別命の子彦國見

賀岐建與東命と或ハ與來命に作る東を

来の誤字欲彦ハ男子の美称國見ハ國産の略

賀岐建與來と建ハ名ヒ〻ク訓ず 古事記男建の註に訓建云多

祁與來ハ避の假名也 詰於垣令避退ぞ

垣に詰ハ景行紀に大雄皇子小雄尊一日同胞而双生天皇異

御ハ美の假字に用ふ下文に國乃御

神社なり

産ハ伊弉諾尊の大八洲に生及ひ左傳の産城のごとし

「之則詰於確」驚
あし怒りの物を拠り
たけ城ハ
椎堤ハ日本紀豊玉
彦の海宮のタカツヤ
タカツキヒメガキ〻洲ス
城椎〻

うくなて冠ハ避退しむ
この勇徳を称す御父日別命此
名美なり
度會の地の神ハ伝〻ふ流ひ立て地ハ籠り文多
餘黨し猶在りるとも今外宮の宮域ハ生〻
國見社〻称号外宮儀式帳ハ度會國津御神
社〻ハ
天日別命ハ子ハ国玉を度会の地を乃
字ハ意より眼ハ体〻地賣を配合の神男神

のこの一座〻也例俗ハ法地の名ハ大コク谷〻
いひ又醫の神ハ〻云ハ国玉ハ大己貴のこと
旧説より混るハ〻
清野井庭神社
大間社の事ハ生俗小間社〻ハ大間ハ対之
疑〻ハ〻ハ法地及大
間社の小の方宏度〻多説ハ俗ハ法度〻
を法事説より平法度の系也〻〻事実
旧記ハ〻ハ俗傳ハ〻又ハ地の東ハキサ野

くいの字の地名ハ清小北なるもの也清北の
井庭の法ハ井ハ堰の假字清野堤の
堰堤いかしなるもの也法ハ之祀る神ハの志
等美神法ハ田しろ畦草野姫なる
ものハ也しかるに定るもの也
志等美神社

法号の義ハ拝ものハ之一ノ宗水長鳥
ハ。ナカトリと訓せり等美ハ止の假字マリノ切
ハ水止ハ堤ハ之即堤のツヽミトの用ヲ為て止の
義ハリ等美ハ用ヲ為ナカトリ外宮儀式帳ハ部野井
庭神社ハ之部野ハ自然ハ隈ハ野ハ地
名ハリ井ハ堰の仮字和名抄ハ堰堤和名井以土
遏水也ハ堰ハ也ハ小ハ法云
此の堰ハ也ハ小ハ法云
ハ法ハ也ハ堤安神ハ祀ル大治三年度會川
守護の為ハ従四位下ハ授ル之ハ社地
つまの所なるやハ法ハ大川内神法の下ハ来
川原神社

日本紀ノ伊弉諾ノ尊ノ斬軻遇突智命ヲ五段ニ成ル五山祇一則首化為大山祇首ヲハ山巔ニ置ト云ヘリ

大川の水霊の祀ル処ハ村の左ニ又再興の時ハ地ハ設ケ事ハ法再興の記ハ乗ル

山末神社

大山祇命ヲ中臣祓詞の高山末短山末ニ居頂ハ社地ハ今豊ヶ浦ハ小梨谷ハ立くいへ[illegible]和末洋

大川内(カワチ)神社

宮川の内ニ義ヲ水霊の祀ル所ハ古の法地ハ[illegible]ハ宮再興の時志等美社ハ小梨社ハ法ニ寄

河宮川の東ニ郷山の方ハ建塔ハ[illegible]和のハのハヤ

神名秘書ハ大河内社 坐沼木郷山幡村ニ

バヨリ云ヘリ方ヲ古名山猪(ヤバタ)の時法[illegible]

ハの祀ル地ハ[illegible]ハ仙[illegible]ハ(或)ハ公留町衆

年ハの法古の地ハ[illegible]ハ[illegible]の畑ハ古券ハ山猪(ヤバタ)

の方の畑[illegible]云ハ[illegible]

棒(スヤ)原神社

古来ハ訓ハ誤リ棒ハ字ハ字ハ[illegible]ハ[illegible]ハ猫の

濕字ヲ云恐ハ不可ニ是ヲ樺(クヌギ)原の略法ヌキハ

ヲ[illegible]ハ[illegible]ハ大川の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

万葉集十二 度會大河辺若歴(ワカ)木(キ)吾久在者妹恋鴨

假名にかゝれあり。又川流に沿て又樋に沿て流るゝ
必ず法地今田郷淺茅村にあり其谷街道の
傍之祭神未詳　奈良波良神社の類なるべし
川原大社
水霊に祀るなり新宮村にあり古説に雲田郷句村
あり其ゝ以ゝ中古其地に失ひしを宮又再興
の時此地に建川原別の法と曰ひ其地知られ
神ゝ樋尾と云れの歳の内に建られる延喜神
曰　田宮又再興の時川原大法川原別法の地
に失ひしを別法の小川原法をこゝに古記に載て
其法地に記されし別法樋尾に建て其の
方角に合と新宮村に川原法に建つ越る其友
の名なれども疑ふ所なし別法称
別の神名不知法地に別の
形の池にて多し別の尾　又云　加茂谷の神なり
宮古郡の形に作り
法に祭る樋尾に別法にて其に川原別
説可従なり

宇須乃野神社

宮川の下大例の地なるしるし大例の社なるべし。
の用字なるべし 永野十郎例 けだし法地樹の祀ると云ふ名草野姫
命

小俣神社

俣の字俣の濕字欲地名の義にて河の名なれ
ども川の大河の対して小川端なるべし 岡象の祀る
欲今小俣の名なる大 古くは美濃

川原淵神社

ハマ同音ニテマタトバタハ互ニイフベシ

乃霊の祀るけだし洪古の川の下の河の畔なるべし
地なるべしと云ふ川原大社の下の詳なる

御船神社

世記其河之寒有支則寒河止ヲ其處御船留給
天 其處ニ御船神社定給支なるべて御経行の地
法の取五有ニ郷去ト旧村度舎多ニ乗両乗の交ト
神名秘書ある名なるべしと云ふなりて鳥石楠船の
神の祀るべしと云ふ巧みなる説なれ 船の止場なる
五ト船の蓋の祀るけだし小川なる上古の寒河

ちうくの里人等ものちねとゝけ法の小みちの東西
にてもゝ相可射和の西へ南法の二祀ちうの延喜
神名帳法系諸記みちうけりと変ゆ略ち

雷電神社

雷の神ちうくゝ雄雷の神ゆゑ

荻原神社

考證ゆゑ文徳実録ゆ天安二年二月伊勢國殷原
神社預官社ちうる荻ゝ俗流ゆ雄渡の芦ゝ仔
ちうの渡荻ゝゝゝゝ相通ゝゝけ法地ゆの後村神
法ゝ国方角ゆて大杉谷にる山ゝ定村ゆ上藤の人家
ちう二里山中ゆてゝ又後村法の西上変定村ゝ相
距九一里半去ゆ源山遥谷ゆて人跡絶ゝ法
周の地ちうゝ長鴻の人家近ゝ光神荻原
法ゝ草祖草野姫模村ゝ木祖向々迺馳ちう
ゝゝ考證ゆ大屋津姫ゝ記せゆ八五十猛命
の御妹ゆて日本紀ゆ能分布木種ゝ記ゝ八後
村社武八け神ゆ祀ちうる実ゆ今上定村下
定村ゝゝ又佐田の御ちうゝゝ伝の方ゆ知ゝ

官舍神社

考證ゆえ園大暦ゆ延暦十六年神祇官符以
離宮稱官舍ゆ離宮ゆえ春日社なり古都
の去田八四疋是も中臣氏の始め給ふ所也
天児屋命一座也餘も考證の説可や

以上社地五十一箇處祀神五十八座

同家記ゆ四座の条
ゆゆゆゆ後のゆゆ失
なり一疋なりなれし
他取ゆえ今

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan